

質問回答書

守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者公募型プロポーザルについて、以下のとおり回答します。

項	資料名称	頁数	タイトル	質問内容	回答
1	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	1	2. 募集地域及び箇所数	大日東町の区域がわかりづらいので、どこまでを想定されているか示されたい。	大日東町11番以上の区域としており、具体的にはイオンモール大日及びサンマークスだいにちが含まれません。その他の大日東町の地域はすべて含まれます。
2	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	2	5. 実施要件 (2)実施施設について ②	子育て親子が集うために適した室内で概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さとは、概ね40平米程度と想定して良いか。	拠点実施時間の間、占有して40平方メートルの広さを確保できる場合は問題ありません。
3	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	2	5. 実施要件 (2)実施施設について ③	授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具、幼児用トイレ、オムツ交換スペースなど、乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備とは例示か、それとも整備が必須となる設備か。	授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具については必須とし、その他については例示であり、設置を強制するようなものではありません。なお、同一施設内にあり、利用者が自由に使用可能な場合は、設備として備えているものとします。
4	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	2	5. 実施要件 (2)実施施設について ③	常設のひろば、トイレ、流し台等は既に備わっており、乳幼児を連れて利用しても支障がない状態であるが、授乳コーナーや遊具についてもすべてが、4/1に整っていないとR8. 4/1事業開始とはならないということか。	授乳コーナー、遊具についても事業開始日に整っていることが必要です。 なお、同一施設内にあり、利用者が自由に使用可能な場合は、設備として備えているものとします。 また、遊具に関しては一定期間の貸出しも検討しておりますので、ご活用いただければと思います。
5	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	2	5. 実施要件 (3)開設日および開設時間	開設日および開設時間以外は事業者が自由に使用して構わないか。またなんらか収入を得る場合、費用の按分は必要ないか。	事業者として選定後、府に開設届を出すこととなり、そこに記載の開設日及び開設時間以外については、本事業の運営に影響がない場合は自由に使用しても差し支えないものとします。 また、収入を得る場合は、賃借料や光熱水費等、どちらで利用したかの判別がつきにくいものについては利用時間、面積等で按分することとします。
6	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	2	5. 実施要件 (3)開設日および開設時間	週5日の開所は毎週必要か。祝日や年末年始等の考え方を明らかにされたい。	原則週5日以上の開所は必要ですが、祝日及び年末年始は閉所しても問題ありません。
7	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	2	5. 実施要件 (4)職員配置	大阪市の同事業などは従事するものについて非常勤に加えボランティアでも可能としているが、守口市はどうか。	国の実施要綱に基づく職員配置については、ボランティアは不可とします。ただし、事業を行う際にボランティアの利用を妨げるものではありません。

項	資料名称	頁数	タイトル	質問内容	回答
8	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	2	6. 補助金額等	本事業を委託ではなく、補助事業とした理由は何か。	現在守口市で実施している地域子育て支援拠点はすべて補助事業として実施しているため、条件を合わせています。
9	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	2	6. 補助金額等	本事業に支障のない範囲で自主事業を行うことは可能か。また自主事業については本事業とは区分されるため本事業にかかる収入として報告は不要という認識で構わないか。	本事業に影響がない場合は、自主事業を行うことは可能です。また、当該事業にかかる収入については報告不要です。
10	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	2	6. 補助金額等	間接費用は補助の対象として計上可能か。計上可能な場合、人件費基準配賦で良いか。	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な間接費用については、計上可能です。基準については、客観的に妥当なものとしていただき、補助金の交付申請時と実績報告時には、間接費用の積算基準及び積算内訳を提出してください。
11	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	2	6. 補助金額等	地域子育て支援拠点事業の補助金は人件費のみに充当されますか。	人件費のほか、物品の購入、地代等、地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費は計上可能です。
12	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	2	6. 補助金額等	地域子育て支援拠点事業の実施場所を借りることとなった場合、その賃料に補助金を充てられますか。	賃料についても経費として計上可能です。
13	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	2	6. 補助金額等	令和7年度中の開設・準備に係る経費は補助対象とならないことから、4/1に備品等が納品される場合には補助対象となると解釈してよいか。	お見込みのとおりです。
14	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	3	8. 応募団体	5年以上の実績があり、現在もその運営を行っている団体というのは、以下いずれの場合も応募可能か。 ①拠点A(こども園等)を5年以上連続して運営をしている。 ②拠点A(こども園等)を3年運営し閉所したのち、拠点B(こども園等)を2年以上運営し、通算5年以上の運営をしている。 また②でも可能な場合、幼稚園、保育所、認定こども園、児童館又は放課後児童健全育成事業であれば拠点Aと拠点Bの事業種別が異なっていても良いのか。	どちらの場合も応募可能です。
15	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	6	応募団体の審査	審査項目に対しての配点等は公開しないのか。	公開しません。

項	資料名称	頁数	タイトル	質問内容	回答
16	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	6	13. 応募団体の審査 (1) 審査方針 ② 運営体制について	今後採用して保育教諭等の資格保持者や子育て支援員を配置するということではなく、資格免許証や研修修了書を添付して人員の特定も必要なのか。 仮に人物の特定まで行った場合に、4月の開設までに変更となっても良いのか。	審査の時点では、人員の特定は不要です。
17	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	6	13. 応募団体の審査 (1) 審査方針 ⑨ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施について	月1回を超えて講座を実施するか。となっているが、実際の講座回数、内容だけでなく実施月も記載する必要があるか。1回以上の講座は行うが、実際に実施する月までは、開設までに期間があることからまだ明確ではないと思うが。	実施月の明記は不要です。
18	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	7	13. 応募団体の審査 (3) 審査方法 ① 運営事業者の選定方法	複数の団体から提案があった場合は、プレゼンテーションを実施しますか。	プレゼンテーション及び質疑応答を実施のうえ選定します。
19	守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項	7	13. 応募団体の審査 (3) 審査方法 ① 運営事業者の選定方法	プレゼンテーションでは、改めてプレゼンテーション時の資料を提出するかたちとなるのか。	応募書類に基づきプレゼンテーションを行うため、新規の資料提出は不要です。なお、プレゼンテーション時には、応募書類に記載がない内容についての追加は認めていません。
20	応募書類一覧	別紙1	実施予定場所の位置図	実施予定場所は、守口市域の中のどの位置を示す図でいいか。独自のものではなく市から提供のあった「教育・保育提供区域の設定」上に色をつけて場所がわかるようにしたものでも良いか。	実施予定場所とし、位置図と施設平面図を提出してください。 位置図は、守口市域の中の位置をお示しいただくとともに、最寄り駅等から実施施設等の場所が分かるものを示してください。 施設平面図は、実施場所の面積等が分かるものを示してください。 また、位置図及び施設平面図の様式は問いません。
21	地域子育て支援拠点事業事業計画書	様式第3号	施設名 代表者名	「施設名」「代表者名」を記入するようになっているが、ここは参加表明書と同じ「法人名」「代表者」を記載すれば良いか。運営母体のこども園の「施設名」「代表者名」を記載するのか。	別紙1の「会社名」及び様式3の「施設名」につきまして、すべて法人名とします。ホームページに修正後のデータをアップしますので、ご確認ください。